

理事会運営規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
<p>理事会運営規則</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>2 事務総長は、3ヶ月に1回以上、自己及び事務局の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>4 競業取引又は本協会との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>[改正]</p>	<p>理事会運営規則</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 会長、専務理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>2 事務総長は、3ヶ月に1回以上、自己及び事務局の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>4 競業取引又は本協会との間で取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>[改正]</p> <p><u>2026年4月16日</u></p>	

理事及び監事の職務権限規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>理事及び監事の職務権限規則</p> <p>(<u>理事会で選定された業務執行理事</u>)</p> <p>第10条 <u>(削除)</u></p> <p>[改正]</p>	<p>理事及び監事の職務権限規則</p> <p>(<u>専務理事以外の業務執行理事</u>)</p> <p>第10条 <u>定款第25条第5項に基づき理事会の決議によって選定された理事の職務権限は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 理事会が定める担当業務を分掌し、執行する。</u></p> <p><u>(2) 3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。</u></p> <p>[改正]</p> <p><u>2026年 4月16日</u></p>	

政策会議組織運営規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>政策会議組織運営規則</p> <p>第3条 政策会議は、会長、専務理事、事務総長で構成する。なお、会長は案件ごとに、技術委員会、女子委員会及び審判委員会の3委員長並びに理事及び事務局の責任者等を指名して、政策会議に出席させることができる。</p>	<p>政策会議組織運営規則</p> <p>第3条 政策会議は、会長、専務理事、<u>業務執行理事</u>、事務総長、<u>副事務総長</u>で構成する。なお、会長は案件ごとに、技術委員会、女子委員会及び審判委員会の3委員長並びに理事及び事務局の責任者等を指名して、政策会議に出席させることができる。</p>	

事務局組織運営規則 新旧対照表（案）

現 行	改 定（案）	備 考
<p>事務局組織運営規則</p> <p>2 役職の任命については、原則<u>以下のとおり</u>とする。</p> <p><u>（1）本部長は、経営・専門職Ⅱ以上の資格保有者の中から任命することができる。</u></p> <p><u>（2）部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</u></p> <p><u>（3）副部長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</u></p> <p><u>（4）グループ長は、経営・専門職Ⅰ以上の資格保有者の中から任命することができる。</u></p>	<p>事務局組織運営規則</p> <p>2 役職の任命については、原則と<u>して、経営職または専門職の等級にある者の中から行うもの</u>とする。</p>	